

秋田市告示第204号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年7月4日

秋田市長 沼 谷 純

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
吉 田 留 美	株式会社ウェルケア秋田	秋田市外旭川字神田112番地	令和7年6月1日
佐 藤 健 一	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2 F	令和7年6月1日
谷田部 隆 一	こころも治療院秋田	秋田市東通仲町5番31号サンロイヤル村上1 F	令和7年6月20日